

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年 1月12日

【会社名】 株式会社エアトリ

【英訳名】 AirTrip Corp.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼C F O 柴田 裕亮

【本店の所在の場所】 東京都港区愛宕二丁目5番1号

【電話番号】 03-3431-6191 (代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役社長兼C F O 柴田 裕亮

【最寄りの連絡場所】 東京都港区愛宕二丁目5番1号

【電話番号】 03-3431-6191 (代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役社長兼C F O 柴田 裕亮

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2022年12月23日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年12月23日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

イ. 変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、現行定款第15条の変更をするものであります。

変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。

変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。

株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものです。

上記の新設・削除に伴い、附則を設けるものです。

ロ. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	(削除)
第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令で定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(電子提供措置等) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
(新設)	附則(電子提供措置等に関する経過措置) 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。 2 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。
(新設)	

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役として、柴田 裕亮、大石 崇徳、二井矢 祥、秋山 匡秀、増田 武、田村 諭史、森部 好樹、大森 泰人の8氏を選任するものです。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、大山 亨氏を選任するものです。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)	
第1号議案 定款一部変更の件	147,994	291	188	(注) 1	可決	99.67
第2号議案 取締役8名選任の件				(注) 2		
柴田 裕亮	124,590	23,699	188		可決	83.91
大石 崇徳	120,534	27,755	188		可決	81.18
二井矢 祥	138,967	9,322	188		可決	93.59
秋山 匡秀	138,846	9,443	188		可決	93.51
増田 武	138,841	9,448	188		可決	93.51
田村 諭史	138,994	9,295	188		可決	93.61
森部 好樹	140,261	8,028	188		可決	94.46
大森 泰人	133,996	14,293	188		可決	90.24
第3号 補欠監査役1 名選任の件	147,889	396	188		可決	99.60

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。